

採用された人材が甲に入社後、明らかに対象者本人の責により解雇された場合、または自己都合により入社 6 ヶ月以内に退職した場合、乙は受領した金額のうち下記の金額を甲に返還する。

1 ヶ月以内の在籍で退職された場合	コンサルティングフィーの 80%
1 ヶ月を超え、3 ヶ月以内の在籍で退職した場合	コンサルティングフィーの 50%
3 ヶ月を超え、6 ヶ月以内の在籍で退職した場合	コンサルティングフィーの 10%
6 ヶ月超えの在籍で退職した場合	返金はありません